

こんなものがほしかった！

会社設立のバイブル

～失敗しない会社設立は、全体像を知ることです～

備考欄：

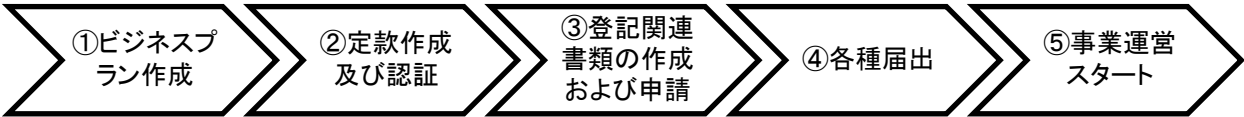
- (1)本資料は自己責任においてご利用ください。
- (2)本資料は保証するものではありません。

提供：会社設立支援センター

produced by 伊関行政書士・社会保険労務士事務所
(行政書士・社会保険労務士)

<http://www.iseki-office.jp/company>

会社設立は5フェーズに分類ができます。



具体的な会社設立(フェーズ②③④⑤)

	イベント・申請書等	申請場所	備考欄	必要書類等	もしも聞いたり・書類作成を頼んだりするとしたら・・・
1	類似の商号調査	法務局			行政書士
2	商標登録	特許庁	任意		弁理士
3	定款作成(認証)	公証役場	定款認証費用¥50000 印紙代 ¥ 40000 (なお電子認証は¥0)	発起人全員の印鑑証明書 委任状	行政書士
4	本店所在地の確定			発起人会議事録を作成し本店を明記する。	行政書士
5	法人印・銀行印・社印(角印)作成				

サンプル

	登記補正	法務局	後の税務署や社会保険届出で必要 なため、補正日に登記事項証明書 (登記簿謄本)や印鑑証明書等の交 付を受ける。		行政書士・司法書士
10	法人印届出	法務局	上記登記申請と同時に	印鑑届書	
11	銀行口座開設	メインバンク		身分証明書、印鑑証明書(法人) 登記簿謄本	
12	各種許可認可申請(必要に応じて)	(例)都道府県労働局	(例)有料職業紹介許可等	注意:資本金、事務所要件あり	行政書士
13	事業開始等申告書(法人設立届出書)	都税事務所等	15日以内(1ヶ月以内)	定款(写し)、登記簿謄本等	税理士
14	法人設立届出書	税務署および都税事務所	設立登記から2箇月以内	定款(写し)、登記簿謄本、株主名簿、設立時貸借対照表	税理士
15	給与支払事務所等の開設届出書	税務署	給与支払から1箇月以内		税理士
16	源泉所得税納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書(10人未満の時有効)	税務署	適用を受け月の前月まで		税理士

サンプル

サンプル

35	融資	日本政策金融公庫等			
36	就業規則、賃金、退職金規定	労働基準監督署	遅滞なく	意見書添付	社労士
37	36協定届出書	労働基準監督署	時間外労働があるとき	毎年	社労士
38	給与計算書の整備		会社運営時	毎月	社労士
39	従業員向け年末調整		年末調整時	毎年	社労士
40	賃金台帳、出勤簿、労働者名簿	各種届出時に	会社運営時	毎月	社労士
41	契約書・見積り書・法書類整備		会社運営時	取引先契約時など	行政書士
42	取締役会・株主総会の議事録作成		会社運営時	逐時	行政書士
43	棚卸資産の評価方法の届出書	税務署	確定申告時		税理士
44	減価償却資産の償却方法の届出書	税務署	確定申告時		税理士
45	決算申請等確定申告	税務署	確定申告時	毎年	税理士
46	労働保険増加概算保険料申告書	労働基準監督署	増加見込みから30日以内	一定の基準を超えて増加した時	社労士
47	社会保険標準報酬月額変更届	年金事務所	4か月目	昇給等で2等級変化が3カ月間	社労士
48	労働保険確定保険料申告書	指定場所	7月10日まで	毎年	社労士
49	社会保険標準報酬月額算定基礎届	年金事務所	7月10日まで	毎年(全従業員分)	社労士
50	会計記帳・各種税関連手続		会社運営中	毎月	顧問税理士
51	各種社会保険・労働保険手続		会社運営中	従業員採用・退職時等	顧問社労士
52	訴訟・法・他		会社運営中		顧問弁護士
53	経営分析・経営コンサルティング		会社運営中		中小企業診断士

は運用開始後になります。

必要書類MATRIX(1)

part3

	印鑑（個人）	印鑑（法人）	印鑑証明書（個人）	印鑑証明書（法人）	印鑑届出書	受給資格者証	身分証明書	定款	登記簿謄本	株主名簿	設立時貸借対照表	源泉徴収簿	賃金台帳	出勤簿	労働者名簿	保険関係成立届控	事務所賃貸借契約書	
定款作成・認証	○		○															公証役場
助成金等（法人設立事前届の場合）	○					○												公共職業安定所
登記作成・申請																		法務局
法人銀行口座開設																		メインバンク
各種許認可申請（許可業務による）																		指定官庁
法人設立届出書																		税務署・都税事務所
給与支払事務所等の開設届出書																		税務署
源泉所得税納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書（10人未満）																		税務署
青色申告の承認申請書																		税務署
消費税の新設法人に該当する旨の届出書																		税務署
消費税課税事業者届出書																		税務署
消費税簡易課税制度選択届出書																		税務署
労働保険関係成立届															○			労働基準監督署
概算保険料申告届																○		
雇用保険適用事業所設置届															○	○		公共職業安定所
雇用保険被保険者資格取得届		○							○			○	○	○	○	○		
健康保険・厚生年金 新規適用届出		○							○			○	○	○	○		○	
新規適用事業所現況届																		
健康保険・厚生年金 被保険者資格取得届		○																社会保険事務所
健康保険・厚生年金 保険料口座振替申出書	○																	
健康保険被扶養者（移動）届書									○			○	○	○	○			

サンプル

補足：•なお、所轄の労働基準監督署、公共職業安定所、社会保険事務所等で内容が若干違うため
詳細は、直接問い合わせをすることが必要です。

•同時申請や個別申請で提出物が異なるケースもありますのでご注意ください。

会社設立時に初めて気がつくのが役員報酬の決め方次第で大きくかわる社会保険料です。
そんなときにこんなシミュレーションが役に立ちます！

会社設立時に従業員を雇用をせずに、役員が夫婦だけのケースを想定しました。

その1 夫が代表取締役、妻が常勤の取締役とせずに妻を非常勤の取締役として社会保険料の額を軽減させる方法。

夫婦合算報酬が150万円だけでも、タイプA、タイプB、タイプCでこんなに社会保険料が変化するのです！

タイプA

夫	代表取締役	役員報酬100万円
妻	取締役	役員報酬 50万円
の夫婦計150万円のケース		

タイプB

夫	代表取締役	役員報酬130万円
妻	非常勤取締役	役員報酬 20万円
の夫婦計150万円のケース		

タイプC

夫	代表取締役	役員報酬140万円
妻	非常勤取締役	役員報酬 10万円(被扶養者)
の夫婦計150万円のケース		

つまり、タイプA、タイプB、タイプCで、夫婦による「事業所＋家族の総支出」という観点で考えれば、役員報酬の決め方次第で社会保険料が節約できることがわかります。

その2 賞与の決め方を工夫する方法。
年収が1080万円だけでも、タイプA、タイプBでこんなに社会保険料が変化するのです！

タイプA

報酬60万円 賞与180万円×2回(=360万円) の年収1080万円のケース

補足：
 事業主負担と労働者負担の労使合算して本人全額負担と考える。

タイプB

報酬60万円 賞与を年12回に分割して30万円×12回(=360万円) の年収1080万円のケース

つまり、賞与を分割して報酬扱いにすることで、社会保険料が減額されることがわかります。

その3 役員報酬を別科目にする方法。
 (会社から借りている家賃等があれば、報酬の一部を借入金の返済という明細で処理する。)

その4 個人事業所を設立して給料を分割する方法。
 (個人事業所は社会保険料の適用事業所にならない)

その5 昇給を7月からにする方法。
 (4月5月6月の3箇月間で報酬月額が算定されることを利用する)